



健感発 0722 第 1 号  
平成 21 年 7 月 22 日

各 都道府県  
政令市  
特別区 新型インフルエンザ担当部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律  
施行規則の一部を改正する省令について（施行通知）

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 21 年厚生労働省令第 133 号。以下「改正省令」という。）は、本日、別添のとおり公布され、平成 21 年 7 月 24 日から施行されることになったところである。

改正の概要は、下記のとおりであるので、関係者に対して周知徹底を図り、その実施に遺憾なきを期したい。

記

第 1 改正の概要

1 改正省令の施行後において、新型インフルエンザ（A/H1N1）と診断された患者（疑似症患者を含む。）又は無症状病原体保有者（以下「患者等」という。）について、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「法」という。）第12条の規定に基づく医師の届出が必要な場合は、次に掲げる場合であること。

- (1) 当該患者等が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設（以下「患者等の属する施設」という。）において、新型インフルエンザ（A/H1N1）の確定患者が確認されている旨の連絡を保健所長から受けた場合

(2) 患者等の属する施設において、新型インフルエンザ（A／H1N1）  
が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場  
合

2 1の(1)及び(2)の保健所長からの連絡は、書面、電子メール、FAX等に  
より行われ、かつ、当該書面等に、法第12条に規定する届出を求める期間  
が示されていなくてはならないこと。書面等に記載すべき事項については、  
別紙様式を参照されたいこと。

平成 年 月 日

## 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

### 施行規則第3条第3号に規定する連絡について

管内の下記施設におきまして、新型インフルエンザ（A／H1N1）の確定患者が確認され、又は当該感染症が集団的に発生しているおそれがあると判断いたしましたので、その旨ご連絡いたします。

つきましては、貴機関におかれまして、同施設に通い、又は入所、入居若しくは入院している新型インフルエンザ（A／H1N1）の患者（疑似症患者を含む。）を、

※ 期間を記入してください。

例1) 5月1日 例2) 5月1日から5月8日までの間

に、診断された場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第12条の規定に基づく届出が必要となりますので、ご留意の上、その実施のほど、よろしくお願ひいたします。

施設名 :

施設所在地 :

#### 【連絡元】

保健所名 :

保健所長 :

連絡先 : 電話

FAX

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第二百四十四号）第十二条の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令を改正する省令を次のように定める。

平成二十二年七月二十一日

厚生労働大臣 別添 要一

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）の一部を次のように改正する。

省令

第三条に次の二号を加える。

三 診断した新型インフルエンザ等感染症（病原体がインフルエンザウイルスA属インフルエンザAウイルスであつてその血清型がH1N1であるものに限る。）の患者又は無症状病原体保有者について、当該患者又は無症状病原体保有者が通い、又は入所、入居若しくは入院している施設において、当該感染症の患者（法第八条第二項の規定により患者とみなされる者を除く。）が確認されている旨の連絡その他当該感染症が集団的に発生しているおそれがある旨の連絡を保健所長から受けた場合（書面（電子的方式、磁気的方式その他の方式で作られる記録を含む。以下この号において同じ。）で連絡が行われた場合であつて、かつ、当該書面に定める期間内に診断された場合に限る。）に該当しない場合

附 則  
この省令は、平成二十二年七月二十四日から施行する。